

義農公園再整備事業 設計・施工等一括発注方式特記条項

第1章 総則

(趣旨及び適用)

第1条 この特記条項は、義農公園再整備事業（以下「本事業」という。）について、松前町工事請負契約書約款（以下「基本約款」という。）に定めるもののほか、設計・施工等一括発注方式による契約の履行に必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、調査・実施設計業務、社会実験支援業務、工事監理業務、工事施工業務その他要求水準書に定める業務を一体的に実施するものとする。

3 この特記条項は、基本約款と一体をなすものとし、この特記条項と基本約款の定めが抵触する場合は、この特記条項の定めを優先する。

(用語の定義)

第2条 この特記条項における用語の意義は、基本約款に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「代表企業」とは、受注者を構成する企業のうち、本事業全体を統括し、発注者との契約履行上の窓口となる企業をいう。
- (2) 「構成企業」とは、代表企業とともに本契約の当事者となり、本事業の主要な業務を分担して履行する企業をいう。
- (3) 「受注者」とは、代表企業及び全ての構成企業を総称していう。
- (4) 「協力企業」とは、受注者から業務の委託を受け、又は工事を請け負う者であって、本契約の当事者とならない企業をいう。
- (5) 「要求水準書」とは、義農公園再整備事業要求水準書並びにその別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」及び別紙2「成果品・提出書類一覧」をいう。
- (6) 「技術提案採用事項」とは、優先交渉権者が提出した技術提案書のうち、発注者が本事業において履行を求めるものとして技術提案採用事項一覧に記載した事項をいう。
- (7) 「実施設計図書」とは、受注者が本契約に基づき作成する設計図、仕様書、構造計算書、設備計算書、数量計算書、施工に必要な設計資料その他の図書をいう。
- (8) 「調査・実施設計担当」とは、受注者の実施体制において調査・実施設計業務を担当する者をいう。
- (9) 「工事監理担当」とは、受注者の実施体制において工事監理業務を担当する者をいう。
- (10) 「工事施工担当」とは、受注者の実施体制において工事施工業務を担当する者をいう。

(11) 「成果物」とは、要求水準書に定める成果品、完成図書その他、本契約に基づき受注者が作成し、発注者に提出し、又は引き渡す調査成果、実施設計図書、報告書、記録、データその他の成果をいう。

(12) 「本事業の履行期限」とは、契約書に定める工期の終期をいう。

(契約図書及び優先関係)

第3条 本事業の契約図書及びその優先関係は、次の各号に掲げる順とする。

(1) 契約書（基本約款を含む。）及びこの特記条項

(2) 質問回答書

(3) 要求水準書

(4) 技術提案採用事項一覧

2 質問回答書は、その回答の対象となった契約図書を補足し、又は修正する範囲において適用する。

3 技術提案書は、それ自体を契約図書とはせず、技術提案採用事項一覧に記載された事項に限り、本契約の履行内容とする。

4 契約書別紙1から別紙4までを契約書の一部とする。

(工事請負契約書約款の適用)

第4条 基本約款の規定は、本事業の性質に反しない限り、本事業の履行について適用する。

2 基本約款の規定のうち、工事施工、工事目的物、工事材料、現場代理人、監理技術者その他建設工事の施工を前提とする規定は、原則として工事施工業務について適用する。

3 調査・実施設計業務、社会実験支援業務及び工事監理業務については、この特記条項及び要求水準書の定めによるほか、その性質に応じて基本約款の規定を適用する。

4 基本約款第1条第12項の規定は本事業には適用せず、代表企業の権限及び発注者と受注者との契約履行上の手続については、第6条及び契約履行に係る代表企業委任状に定めるところによる。

5 工事施工業務について基本約款を適用する場合における「設計図書」には、この特記条項に別段の定めがある場合を除き、当該施工部分について第13条の規定による施工着手の承諾を受けた実施設計図書を含むものとする。

6 第3項その他この特記条項の規定により基本約款の規定を工事施工業務以外の業務に適用する場合において、基本約款中の「工事」、「工事の施工」、「工事の完成」その他工事施工を前提とする用語は、当該規定の趣旨及び当該業務の性質に応じ、「当該業務」、「当該業務の履行」、「当該業務の完了」その他これらに相当する用語に読み替えて適用するものとする。

- 7 基本約款第18条第1項第1号から第3号までに規定する設計図書の不一致、誤謬、脱漏又は表示の不明確が、受注者が作成した実施設計図書に係るものである場合は、同条第4項第1号の規定は適用せず、第14条の規定により処理する。
- 8 基本約款第48条第11号及び第12号並びに第55条の2の規定は、代表企業及び各構成企業について適用する。

第2章 受注者の構成及び実施体制

(受注者の構成及び連帯責任)

- 第5条 代表企業及び構成企業は、本契約の当事者として、本事業に係る一切の債務について連帯して責任を負う。
- 2 受注者の各企業間における業務分担、責任分担その他の内部関係は、前項の責任に影響を及ぼさず、発注者に対抗することができない。
 - 3 協力企業が行った業務又は工事についても、受注者は、発注者に対して本契約に基づく責任を負う。

(代表企業)

- 第6条 代表企業は、本事業全体を統括し、発注者との契約履行上の窓口となる。
- 2 発注者との連絡、協議、通知、報告、書類の提出及び受領その他契約履行に係る手続は、原則として代表企業を通じて行うものとする。
 - 3 代表企業が受注者を代表して行うことのできる具体的な行為は、代表企業及び全ての構成企業が発注者に提出する契約履行に係る代表企業委任状に定めるところによる。
 - 4 当初契約若しくは変更契約の締結、契約の合意解除、契約上の地位若しくは権利義務の譲渡、代表企業若しくは構成企業の変更又は離脱その他契約の基本的事項に係る行為は、代表企業のみで行うことができない。

(請負代金の受領)

- 第7条 受注者は、本契約に基づき発注者から支払を受ける請負代金について、代表企業名義の本事業専用口座を指定するものとする。
- 2 前項の口座は、本事業以外の入出金に使用してはならない。
 - 3 発注者が第1項の口座に請負代金を支払ったときは、その支払額の範囲において、代表企業及び全ての構成企業に対する支払義務を履行したものとする。
 - 4 基本約款第43条の規定は、本事業には適用しない。

(契約の保証)

- 第8条 基本約款第4条に規定する契約の保証は、代表企業が受注者を代表して、本契約に基づく受注者の全ての債務を対象として、一件の保証を付するものとする。

- 2 基本約款第50条第1項中「他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう」は、「本事業の残存業務を履行するために必要な者又は履行体制を選定し、本事業を完了させるよう」と読み替えて適用する。この場合において、代替履行者又は代替履行体制は、残存する本事業の履行に必要な資格、許可、登録、能力及び実施体制を確保し、発注者の承諾を受けなければならない。

(構成企業等の変更)

- 第9条 受注者は、発注者の事前の承諾なく、代表企業又は構成企業を変更し、追加し、又は離脱させてはならない。
- 2 代表企業の変更は、合併、会社分割その他発注者が特にやむを得ないと認める場合を除き、認めない。
- 3 構成企業の変更又は離脱は、倒産、廃業その他やむを得ない事情がある場合であつて、当該構成企業が担当していた業務について同等以上の資格、実績及び履行能力を有する者による履行体制を確保できると発注者が認める場合に限り、承諾することができる。
- 4 協力企業の変更又は追加は、本プロポーザルの評価結果及び本契約の履行に重大な影響を及ぼさないと発注者が認める場合に限り、発注者の承諾を得て行うことができる。

(実施体制及び業務分担)

- 第10条 工事監理業務は、工事施工業務を担当しない構成企業が行うものとする。
- 2 調査・実施設計業務責任者と工事監理業務責任者は、同一の者を配置してはならない。
- 3 各企業の担当業務は、契約締結時に定める受注者構成・業務分担表によるものとし、各責任者の配置及び担当業務は、契約締結後に提出する実施体制表による。

(再委託及び下請負)

- 第11条 受注者は、調査・実施設計業務又は工事監理業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 2 受注者は、建設工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、あらかじめ工事下請負承認願を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。受注者は、承認を受けた下請負人と下請契約を締結したときは、当該下請契約書の写しを発注者に提出するものとする。
- 3 発注者は、前項の下請負について不適當であると認めるときは、その下請負の中止又は変更を求めることができる。
- 4 受注者は、工事の一部を下請負人に請け負わせて施工するときは、松前町内の業者を優先して選定するものとする。

第3章 調査・実施設計及び工事施工

(実施設計図書の確認)

第12条 受注者は、実施設計の進捗に応じ、施工しようとする区域又は工種ごとに、当該施工に必要な実施設計図書その他必要な資料を発注者に提出し、その確認を受けなければならない。

- 2 前項の確認に当たり、受注者は、当該施工に影響する未確定事項、関係機関協議及び許認可等の状況その他発注者が確認に必要な事項を明らかにするものとする。

(工事施工への着手)

第13条 受注者は、施工しようとする区域又は工種ごとに、前条の確認を受け、必要な許認可等及び施工条件を整え、発注者の施工着手の承諾を受けた後でなければ、当該工事施工に着手してはならない。

(実施設計図書の変更等)

第14条 受注者は、第13条の承諾を受けた部分に係る実施設計図書を変更しようとするときは、変更内容及び契約図書、品質、工事費、工程その他への影響を整理し、調査・実施設計担当、工事施工担当及び工事監理担当による確認を経た上で、あらかじめ発注者と協議し、その承諾を受けなければならない。

- 2 実施設計図書の変更を伴わない施工図、製作図、割付図、納まり図等の詳細化又は調整であつて、性能、主要な形状若しくは仕様、法令適合性、他工種との取り扱い、請負代金額又は工期に影響を及ぼさないものは、前項の変更として取り扱わない。ただし、その内容について工事監理担当の確認を受けるものとする。
- 3 受注者の調査、設計、照査、施工性の検討、調達その他受注者が管理すべき事由により必要となる変更は、受注者の責任及び費用により行い、原則として請負代金額又は工期の変更の対象としない。
- 4 発注者による要求水準の変更、発注者の指示、契約図書に示された条件と現地条件との相違その他受注者の責めに帰すことができない事由による変更は、基本約款、要求水準書及び要求水準書別紙1「調査・実施設計条件・リスク分担表」に基づき処理する。
- 5 設計変更及びこれに伴う契約変更の手続は、基本約款、要求水準書その他町の関係規定による。

第4章 技術提案

(技術提案採用事項)

第15条 技術提案採用事項は、特段の定めがある場合を除き請負代金額に含まれるものとし、受注者は、発注者の事前の承諾なく、これを変更し、又は省略してはならない。

- 2 受注者の責めに帰すべき事由により技術提案採用事項を履行することができない場合は、受注者は、自己の費用により、当該採用事項と同等以上の機能、品質及び効果を有する代替措置を提案し、発注者の承諾を受けなければならない。
- 3 技術提案採用事項を履行できない原因が、発注者の指示、要求水準の変更、条件相違その他リスク分担上受注者の負担としない事由による場合は、基本約款、要求水準書その他契約図書に基づき処理する。

第5章 請負代金及び支払

(請負代金額の内訳及び年度別支払)

第16条 受注者は、基本約款第3条に規定する請負代金内訳書について、同条に定める事項に加え、調査・実施設計業務、社会実験支援業務、工事監理業務、工事施工業務その他の業務区分及び年度別の内訳を明らかにして作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 基本約款第3条第3項の規定にかかわらず、第1項の請負代金内訳書は、この特記条項に定める部分払、賃金又は物価の変動、契約変更その他請負代金額の算定において、この特記条項に定める範囲で算定の基礎とする。

(前払金及び中間前払金)

第17条 前払金及び中間前払金については、基本約款、松前町財務規則その他の関係法令及び保証契約の定めるところによる。

- 2 前払金及び中間前払金に係る保証その他必要な手続は、受注者の責任において行うものとする。保証の対象とならない業務がある場合は、第16条の請負代金内訳書に基づき、当該業務を区分して取り扱うものとする。
- 3 前払金及び中間前払金の使途は、関係法令及び保証契約により認められる範囲に限る。
- 4 前払金及び中間前払金の請求及び受領は、代表企業が契約履行に係る代表企業委任状に基づき行うものとし、第7条に定める本事業専用口座に支払うものとする。
- 5 基本約款第35条第1項に規定する「契約書記載の工事完成の時期」は、本事業の履行期限と読み替えるものとする。なお、基本約款第41条第1項を適用する場合は、同項に定める読み替えによるものとする。

(部分払)

第18条 基本約款第38条に規定する部分払は、工事施工業務以外の業務についても、成果物、業務記録その他の資料により客観的に履行済みであることを確認できる部分を対象として適用する。この場合において、同条中「出来形部分」は「履行済部分」と読み替え、当該業務の性質上適用することが適当でない工事材料、工場製品又は破壊検査に関する規定は適用しない。

- 2 工事施工業務以外の業務に係る請負代金相当額は、第16条の内訳書、履行済部分の内容その他履行状況を確認できる資料に基づき、発注者と受注者が協議して定める。
- 3 工事施工業務以外の業務を含む会計年度末の出来高精算については、基本約款第42条第2項ただし書の規定を適用する。

(賃金又は物価の変動)

第19条 基本約款第26条の規定は、請負代金額のうち工事施工業務に係る部分についてのみ適用する。

第6章 検査、引渡し及び契約不適合

(工事施工、調査・実施設計業務及び本事業の完了)

第20条 工事施工業務の完成検査及び工事目的物の引渡しは、基本約款第32条の定めるところによる。

- 2 受注者は、調査・実施設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、要求水準書に定める調査・実施設計業務の成果品その他必要な書類を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項の通知及び成果物の提出を受けた日から14日以内に、調査・実施設計業務の完了検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。
- 4 受注者は、前項の検査に合格しないときは、必要な修補又は修正を行い、再度検査を受けるものとし、検査に合格したときは、成果物を発注者に引き渡すものとする。
- 5 工事施工業務又は調査・実施設計業務の完了は、本事業全体の完了を意味しない。
- 6 受注者は、本事業の履行期限までに本事業に係る全ての業務を完了し、その旨を発注者に通知するとともに、要求水準書に定める成果物その他必要な書類を提出しなければならない。発注者は、当該通知及び提出を受けた日から14日以内に完了検査を行うものとし、検査に合格しない場合は、受注者は必要な修補、修正又は再履行を行い、再度検査を受けるものとする。
- 7 本事業に係る請負代金の最終支払について基本約款第33条を適用する場合は、同条第1項中「前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したとき」は「この特記条項第20条第6項の完了検査に合格したとき」と、同条第3項中「前条第2項の期間内」は「この特記条項第20条第6項に定める期間内」と読み替えて適用する。

(設計成果物の契約不適合責任)

第21条 受注者は、引き渡した調査・実施設計業務の成果物が契約の内容に適合しない場合は、発注者に対し、当該契約不適合について責任を負う。

- 2 前項に係る発注者の履行の追完、損害賠償、代金減額又は解除については、基本約款第45条の規定を準用する。
- 3 前項に係る請求等を行うことができる期間は、当該成果物を利用して施工した工事的目的物の完成後2年を経過する日までとする。ただし、当該成果物の引渡しを受けた日から10年を超えないものとする。
- 4 契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じた場合は、前項の規定によらず、民法の定めるところによる。

第7章 成果物及び知的財産権

(成果物の利用及び著作権)

第22条 本事業により作成された実施設計図書、報告書、図面、写真、データその他の成果物に係る著作権は、当該著作物を作成した者に帰属する。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者に対し、本事業に係る成果物について、工事施工、維持管理、運営、修繕、改修、増築、模様替え、撤去、広報、情報公開その他公共施設の管理及び利用に必要な範囲で、著作権の存続期間中、無償で利用、複製、改変その他必要な利用を行うことを許諾するものとする。この利用には、著作権法第27条及び第28条に規定する権利に係る利用を含むものとする。
- 3 発注者は、前項の目的のため必要がある場合は、成果物を第三者に提供し、又は第三者をして利用、複製若しくは改変させることができる。
- 4 受注者は、成果物の著作権者をして、発注者又は発注者が指定する者に対し、著作権者人格権を行使させないものとする。
- 5 第三者が既に権利を有する著作物、ソフトウェア、データその他の成果物を使用する場合は、受注者は、発注者が本条の目的を達成するために必要な利用権を確保しなければならない。

第8章 解除等

(解除に関する特則)

第23条 基本約款第46条第1項中「工事が完成するまでの間」は、「本事業が完了するまでの間」と読み替えて適用する。

- 2 基本約款第47条第3号中「工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき」は、「本事業の履行期限までに本事業を完了しないとき又は当該期限経過後相当の期間内に本事業を完了する見込みがないと認められるとき」と読み替えて適用する。
- 3 基本約款第55条第1項第1号中「工期内に工事を完成することができないとき」は、「本事業の履行期限までに本事業を完了することができないとき」と読み替えて適用する。

- 4 前項の規定により基本約款第55条第5項を適用する場合における「請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額」は、当該遅延の対象となる未履行部分に相応する請負代金額とする。

(解除時の成果物等の取扱い)

第24条 本契約が本事業の完了前に解除された場合は、受注者は、解除時までに作成し、又は履行した調査成果、実施設計図書、工事監理記録、社会実験成果その他の成果物を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の成果物について検査又は履行確認を行い、契約図書に適合し、かつ、利用可能と認める全部又は一部について、その引渡しを受けることができる。
- 3 前項により引渡しを受ける成果物に相応する請負代金額は、第16条の内訳書、当該成果物の履行状況その他の資料を踏まえ、発注者と受注者が協議して定める。この場合において、既に支払った前払金、部分払金その他の支払額について必要な精算を行うものとする。
- 4 発注者が第2項の成果物の引渡しを受けた場合は、第22条の規定を適用する。
- 5 発注者又は発注者が指定する第三者が、引渡しを受けた成果物を変更し、又は当該成果物と異なる方法により利用したことに起因して生じた不具合については、受注者は責任を負わない。ただし、引渡し時に当該成果物に存在した契約不適合については、この限りでない。
- 6 解除時までに施工された工事目的物、工事材料等その他工事施工業務に係る解除に伴う措置については、基本約款第54条の定めるところによる。この場合において、工事目的物の完成後に本契約が解除されたときは、同条第9項の定めるところによる。